

第七十二回 参議院議院運営委員会會議録第十五号

昭和四十九年四月二十六日(金曜日)
午前九時四十六分開会

委員の異動

四月十五日
辞任 栗林 卓司君
補欠選任 中村 利次君
四月二十六日
辞任 田中 茂穂君
丸茂 重貞君
補欠選任 山崎 竜男君
嶋崎 均君

出席者は左のとおり

委員長 植木 光教君
理事 柴立 芳文君
松垣徳太郎君
山内 一郎君
竹田 現昭君
森 勝治君
黒柳 明君
中村 利次君
塚田 大願君

委員

岩動 道行君
嶋崎 均君
高橋雄之助君
橋 直治君
山崎 竜男君
河野 謙三君
森 八三一君

事務局側

事務総長 岸田 實君
事務次長 植木 正張君

議事部長 鈴木 源三君
委員部長 川上 路夫君
記録部長 西村 健一君
警務部長 江上七夫君
庶務部長 上野山正輝君
管理部長 前川 清君
法制局側
法制局長 今枝 常男君
国立国会図書館側
国立国会図書館長 宮坂 完孝君
国立国会図書館副館長 鈴木平八郎君

本日の会議に付した案件

- 理事補欠選任の件
- 国会議員互助年金法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正に関する件
- 議院に出席する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件
- 国会議員の秘書の給料等支給規程の一部改正に関する件
- 裁判官訴訟委員旅費及び職務雑費支給規程に関する件

○国立国会図書館の職員の特殊勤務手当に関する件

○委員長(植木光教君) 議院運営委員会を開会いたします。

理事の補欠選任の件を議題といたします。
委員の異動に伴い、理事が一人欠員となっておりますので、この際、その補欠選任を行ないます。

○委員長(植木光教君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(植木光教君) 次に、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

事務総長の説明を求めます。
○事務総長(岸田實君) 国会議員互助年金法の一部を改正する法律案外四件につきまして、便宜私から御説明申し上げます。

まず、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案でございますが、これは、昭和四十四年五月三十一日以前に退職した者等に給する互助年金に付いて、基礎歳費月額を三十二万円とする額に改定するとともに、国庫納付金を現行の歳費月額の百分の七相当額から百分の七・六相当額に引き上げ、昭和四十九年五月一日から施行しようとするものであります。

次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案でございますが、これは第一に、国会の開会中に限り、各議院の役員等に支給される議院雑費の日額の限度額を現行の二千五百円から三千五百円に改めます。

第二に、通信交通費及び調査研究費を統合して、文書通信交通費三十五万円を支給することといたします。

第三に、昭和四十九年度の期末手当を政府職員と同様に、○・三分増額しようとするものであります。

なお、議会雑費及び文書通信交通費については、昭和四十九年四月一日から適用することとしております。

次に、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案でございますが、これは、立法事務費の月額を現行の十万円から十二万円に改め、昭和四十九年四月一日から適用しようとするものであります。

次に、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案でございますが、これは、議員の秘書に支給される勤続特別手当について、その支給対象を、現行の勤続十年以上を勤続五年以上に改め、勤続五年以上十年未満の場合の手当額は、本俸の五割相当額とするものと、昭和四十九年度に支給される期末手当を政府職員と同様に○・三分増額しようとするものであり、勤続特別手当については、昭和四十九年四月一日から適用しようとするものであります。

次に、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案でございますが、これは、公正取引委員会に国立国会図書館の支部図書館

館を設置しようとするものであります。

○委員長(植木光教君) 別に御発言もなければ、これより採決を行ないます。

まず、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案及び国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(植木光教君) 多数と認めます。よって、両案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(植木光教君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(植木光教君) 全会一致と認めます。よって、両案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、以上五件に関する審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(植木光教君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(植木光教君) 次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正に関する件、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の

一部改正に関する件、国会議員の秘書の給料等支給規程の一部改正に関する件及び裁判官訴訟委員旅費及び職務雑費支給規程に関する件を一括して議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(岸田實君) 国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正に関する件外三件につきまして順次御説明申し上げます。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正に関する件でございますが、これは、議院議員の歳費を現行の二千五百円から三千五百円に改めるとともに、文書通信交通費のうち両議院の議長が協議して定める額を歳費支給日に、残余の額を毎月末日に支給しようとするもので、昭和四十九年四月一日から適用しようとするものであります。

次に、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件でございますが、これは、議院に出頭する証人、公述人及び参考人の出頭した日の日当を、陳述に要した時間が四時間未満の場合、現行六千二百円を六千九百円に、陳述に要した時間が四時間以上の場合、現行七千四百円を八千三百円に改め、昭和四十九年四月一日から適用しようとするものであります。

次に、国会議員の秘書の給料等支給規程の一部改正の件でございますが、これは、従来の勤続特別手当が、勤続十年以上の者に支給されておりましたのを五年以上とするよう字句を整理し、昭和四十九年四月一日から適用しようとするものであります。

次に、裁判官訴訟委員旅費及び職務雑費支給規程に関する件でございますが、これは、裁判官訴訟委員長の職務雑費について、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の規定を準用するように改めるもので、昭和四十九年四月一日から適用しようとするものであります。

○委員長(植木光教君) 別に御発言もなければ、以上四件のうち国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正に関する件につきましては、

ただいま事務総長説明のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(植木光教君) 多数と認めます。よって、本件はただいま説明のとおり決定いたしました。

次に、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件、国会議員の秘書の給料等支給規程の一部改正に関する件及び裁判官訴訟委員旅費及び職務雑費支給規程に関する件につきましては、ただいま事務総長説明のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(植木光教君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(植木光教君) 次に、国立国会図書館の職員の特種勤務手当に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(岸田實君) 本件は、特別高圧変電所等において危険作業に従事する国立国会図書館の職員に対し、特種勤務手当として一人月額五百円以内の危険手当を支給できるようにしようとするものでございます。

○委員長(植木光教君) 本件につきましては、ただいま事務総長説明のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(植木光教君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午前九時五十分休憩
〔休憩後開会に至らなかった〕

〔参照〕

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程案

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程(昭和二十二年七月十一日両院議長協議決定)の一部を次のように改正する。

第一条から第三条まで中「及び調査研究費」を削る。

第十条中「二千五百円」を「三千五百円」に改める。

第十一条の二第二項を次のように改める。

文書通信交通費は、その月額のうち、両議院の議長が協議して定める額を第一条の歳費支給日に、残余の額を毎月末日に、それぞれ支給する。ただし、その末日が日曜日又は休日当たるときは、その前日に支給する。

第十一条の二第二項中「通信交通費」を「文書通信交通費」に改める。

附則

この規程は、昭和四十九年四月一日から施行し、同年四月一日から適用する。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程案

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程(昭和二十二年九月一日両院議長協議決定)の一部を次のように改正する。

別表第二中「六、二〇〇円」を「六、九〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「八、三〇〇円」に改める。

附則

この規程は、昭和四十九年四月一日から施行し、同年四月一日から適用する。

国会議員の秘書の給料等支給規程の一部を改正する規程案

国会議員の秘書の給料等支給規程(昭和二十二年五月二十七日両院議長協議決定)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「十年」を「五年」に改める。

附則

1 この規程は、昭和四十九年四月一日から施行し、同年四月一日から適用する。

2 国会議員の秘書でその在職期間が五年以上十年未満のものに支給する昭和四十九年四月分の勤続特別手当は、改正後の国会議員の秘書の給料等支給規程第四条の規定にかかわらず、この規程の施行の日から起算して十日以内に支給する。

裁判官訴訟委員旅費及び職務雑費支給規程(案)

裁判官訴訟委員旅費及び職務雑費支給規程(昭和三十七年三月三十一日両院議長協議決定)の全部を改正する。

第一条 裁判官訴訟委員及びその職務を行う予備員がその職務を行うため派遣されたときに受ける派遣旅費については、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程(昭和二十二年七月十一日両院議長協議決定)第四条から第七条までの規定を、裁判官訴訟委員会の委員長が国会の開会中受ける職務雑費については、同規程第十条及び第十一条の規定を準用する。

第二条 前条の職務雑費は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)第八条の二の規定による議会雑費を受ける場合においては、受けることができない。

附則

この規程は、昭和四十九年 月 日から施行し、同年四月一日から適用する。

国立国会図書館の職員の特殊勤務手当に関する件(案)

1 国立国会図書館の職員に支給する特殊勤務手当の種類は、危険手当とする。

2 前項の危険手当の支給を受ける者の範囲は、特別高圧変電所等において、危険作業に従事する職員とする。

3 危険手当の額は、一人月額五百円以内とする。

附則

本件は、昭和四十九年 月 日から施行

し、昭和四十九年四月一日から適用する。

四月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

〔予備審査のための付託は同日〕

一、国会議員互助年金法の一部を改正する法律(案)

(衆)

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律(案)(衆)

一、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律(案)(衆)

一、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律(案)(衆)

一、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律(案)(衆)

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案 国会議員互助年金法の一部を改正する法律 国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「百分の七」を「百分の七・六」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十九年五月一日から施行する。

(昭和四十四年五月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の特例)

2 昭和四十四年五月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した国会議員又はこれらの者の遺族に給する互助年金については、昭和四十九年五月分以降、その年額を、三百八十四万円を退職又は死亡当時の歳費年額とみなし、改正後の国会議員互助年金法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(職権改定)

3 前項の規定による互助年金の年額の改定は、

総理府恩給局長が受給者の請求を待たずに行う。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和四十九年度において約三千五百九十万円の見込みである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律(案)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第八条の二中「二千五百円」を「三千五百円」に改める。

第九条第一項中「通信交通費」を「文書通信交通費」に、「二十三万円」を「三十五万円」に改め、同条第二項中「通信交通費」を「文書通信交通費」に改める。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十一条中「通信交通費及び前条の調査研究費」を「文書通信交通費」に改める。

附則に次の二項を加える。

昭和四十九年度に限り、第十一条の二から第十三条の四までの規定による期末手当のほか、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号)の施行の日(以下「施行日」という)に在職する各議院の議長、副議長及び議員は、昭和四十九年三月二日から施行日までの期間につき期末手当を受ける。

前項の規定による期末手当の額は、施行日において同項に規定する者が受けるべき歳費月額及びその歳費月額に百分の二十五を乗じて得た額の合計額に、特別職の職員の給与に関する法律の規定により期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(以下「改正後の法」という)第八条の二から第十一条までの規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

3 改正前の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定に基づいて昭和四十九年四月一日からこの法律の施行の日までの間に各議院の議長、副議長及び議員に支払われた通信交通費及び調査研究費は、改正後の法の規定による文書通信交通費の内払とみなす。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和四十九年度において約三億三千二百七十万円の見込みである。

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律(案)

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律(昭和二十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三條中「十万円」を「十二万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

2 改正前の国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の規定に基づいて国会における各会派に対し昭和四十九年四月一日以後の分として交付した立法事務費は、改正後の国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の規定による立法事務費の内払とみなす。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約一億七千八

百三十万円の見込みである。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭和三十三年法律第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第一項各号列記以外の部分中「十年」を「五年」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 在職期間が五年以上十年未満の場合 百分の五

附則第五項を附則第七項とし、附則第四項を附則第六項とし、附則第三項の次に次の二項を加える。

4 昭和四十九年度に限り、第三条、第五条及び第五条の二の規定による期末手当のほか、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第 号）の施行の日（以下「施行日」という。）に在職する国会議員の秘書は、昭和四十九年三月二日から施行日まで

の期間につき期末手当を受ける。

5 前項の規定による期末手当の額は、施行日において国会議員の秘書が受けるべき給料月額に、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律第二条の三の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和四十九年度において約八千三百六十万円の見込みである。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中国立国会図書館支部総理府統計局図書館の項の次に次のように加える。

国立国会図書館支部公正取引委員会
正取引委員会図書館

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、百九万五千円であつて昭和四十九年度予算に計上済みである。